

豊岡市立円山川運動公園移転整備事業及びこれに伴う附帯事業の 事業認定に係る兵庫県土地収用事業認定審議会の議事要旨

会議及び議事録については、兵庫県土地収用事業認定審議会運営規程第6条第1項及び同条第4項の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同項ただし書きに基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

- 1 開催日時 【第1回】平成26年12月22日（月）
 【第2回】平成27年6月1日（月）
 【第3回】平成27年6月29日（月）
- 2 開催場所 兵庫県民会館会議室（各回）
- 3 議事事項 豊岡市立円山川運動公園移転整備事業及びこれに伴う附帯事業の事業認定関係について

4 議事要旨

(1) 結論

土地収用法第25条の2第2項の規定に基づき兵庫県知事から諮問された豊岡市立円山川運動公園移転整備事業及びこれに伴う附帯事業について、「土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするとの兵庫県知事の判断を相当と認める。なお、当該事業がラムサール条約湿地やコウノトリの野生復帰事業等に与える影響が懸念されていることについて、審議の過程において、起業者が計画する環境保全対策等の着実な施行を求める意見があったことを申し添える。」旨の答申を行った。

(2) 委員の主な意見

【第1回】

- ・失われる利益は、起業地が現状の残土仮置き場ではなく、水田に戻っていたとした場合に、運動公園を整備することでどのような利益が失われるか判断すべきである。
- ・環境問題に関して、本審議会で審議するには判断材料、根拠等が少ない。
- ・本件においては環境影響評価又はそれに準ずる資料が必要であり、その内容を踏まえて議論する必要がある。

【第2回】

- ・環境影響に対する検討は行われているが、失われる利益が不明確である。専門家の意見や数的根拠となる資料等により、失われる利益の中身を明らかにしなければ、事業の施行に伴う影響に対して起業者が講じる対策について判断ができない。
- ・本件における議論の中心は、事業の施行によるコウノトリの生息環境への影響であるから、豊岡市全体を見て合理的な土地利用が図られているかという観点での検討が必要である。

【第3回】

- ・審議会としては、起業者の対策を中心とするのではなく、専門家の意見を踏まえた上で中立的な立場で判断すべきである。
- ・豊岡市全体の土地利用等に関する検討が行われ、起業者が講じる対策についての評価ができるようになった。
- ・総合的に判断すれば、今回の案件については事業を進めても良いと考える。
- ・豊岡市には、環境保全対策等を着実に実施してもらいたい。